

墓地使用権承継許可申請書

使用場所	第 区 号	使用面積	
使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用者氏名			
事由			

上記のとおり承継いたしたく、墓地組合使用条例第7条第1項第3号の規定により申請いたします。

令和 年 月 日

本籍

住所

電話番号

承継者

被承継者

泉大津市、和泉市墓地組合管理者殿

春日墓地使用承継同意書

令和 年 月 日

泉大津市、和泉市墓地組合管理者殿

(承継者)

住所

氏名

実印

使用場所		区	号
前使用者	住所		
	氏名		

上記の者が、墓地の使用権を承継することについて、異議なく同意します。

(被承継者) 住所

氏名

実印

続柄()

(同意者) 住所

氏名

実印

続柄()

(同意者) 住所

氏名

実印

続柄()

(同意者) 住所

氏名

実印

続柄()

墓地の承継に関する誓約書

令和 年 月 日

泉大津市、和泉市墓地組合管理者殿

今般、下記の墓地使用权を承継するにつき今後、承継者と親族等の間で紛争が生じた場合は、承継者において一切を解決し、墓地管理者には異議を申し立てないことを誓約します。

誓約書を提出する理由

()

使用場所		第 区 号
前使用者	住所	
	氏名	

承継者

住所

氏名

実印

春日墓地の使用承継に伴う添付書類

承継者

1. 戸籍(除籍)謄本 1通 (前使用者および同意者との続柄が解るもの)
2. 印鑑証明書 1通

同意者

1. 印鑑証明書 1通

その他

()

(参考)

墓地の使用権の承継と親族の範囲

○ 民法上の承継(第897条、系譜、祭具、墳墓の承継)

1. 系譜、祭具、墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。
但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者がこれを承継する。
2. 前項の慣習があきらかでないときは、これらの権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

○ 使用権の承継返還(泉大津市、和泉市墓地組合使用条例第7条)

墓地の使用権は次の各号の1に該当する場合は承継することが出来る。

- 1 相続があったとき
- 2 使用権者から埋蔵されてある者の相続人並びに親族に継承するとき
- 3 前項各号の規定により使用権を継承しようとする者は管理者の許可を受けなければならない。

○ 親族の範囲(民法第725条)

次に掲げるものは、これを親族とする。

1. 六親等内の血族
2. 配偶者
3. 三親等内の姻族

墓地使用権承継許可申請書

前使用者

使用場所	第○区△号	使用面積	※ 記入不要
使用許可年月日	※ 記入不要	使用許可番号	※ 記入不要
使用者氏名	春日 一郎		
事由	承継する理由を記入(例:使用者死亡の為)。		
<p>上記のとおり承継いたしたく、墓地組合使用条例第7条第1項第3号の規定により申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p> 承継者(新名義人) <ul style="list-style-type: none"> 本籍 泉大津市東雲町9番 住所 泉大津市東雲町9番12号 電話番号 0725-33-1131 </p> <p> 承継者 春日 太郎 </p> <p> ※ 記入不要 <ul style="list-style-type: none"> 被承継者 </p> <p>  </p> <p> 泉大津市、和泉市墓地組合管理者殿 </p>			

実印を押印

春日墓地使用承継同意書

令和 年 月 日

泉大津市、和泉市墓地組合管理者殿

(承継者)

承継者(新名義人) { 住所 泉大津市東雲町9番12号
氏名 春日 太郎 (実印)

使用場所		○ 区 △ 号
前使用者	住所	泉大津市東雲町9番12号
	氏名	春日 一郎

上記の者が、墓地の使用権を承継することについて、異議なく同意します。

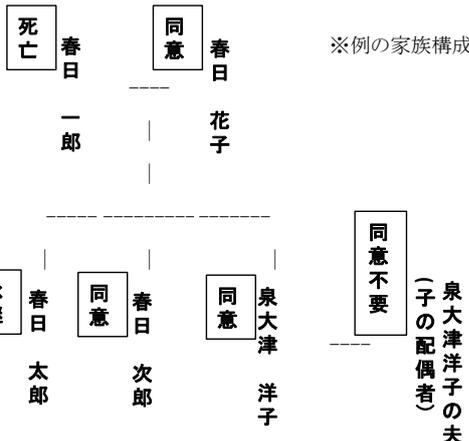
(被承継者) 住所 氏名 実印 続柄() } ※記入不要

承継者を除く、前使用者の法定相続人(配偶者及び子)全員分の署名・実印の押印

(同意者) 住所 泉大津市東雲町9番12号 氏名 春日 花子 (実印) 続柄(母) } ※承継者との続柄を記入

(同意者) 住所 泉大津市春日町20番8号 氏名 春日 次郎 (実印) 続柄(弟)

(同意者) 住所 泉大津市汐見町104番地の7 氏名 泉大津 洋子 (実印) 続柄(妹)



承継許可書添付書類確認書

の付いている書類をご確認ください。

戸籍謄本(前使用者・承継者および同意者の親族関係がわかるもの。ただし本籍が泉大津市の戸籍については提出不要です。)

承継者が配偶者または子の場合、前使用者の出生から死亡までの戸籍謄本(子が全員記載されているもの)を提出してください。

また、承継者が現在別の戸籍に記載されている場合、その戸籍についても必要です。

なお、同意者が死亡している場合、死亡事項が記載されている戸籍謄(抄)本を添付してください。

同意書

承継者を除く、前使用者の配偶者及び子全員の同意が必要です(死亡している場合を除く)。国外に住んでいる、連絡がとれない、疾病等で同意の意思表示が出来ない等の理由で同意が得られない場合は、誓約書を追加してください。

誓約書

同意を得られない者がいる場合や特別な事情がある場合は墓地担当者へ相談し、その理由を記入した上で承継者より誓約書を提出してください。

印鑑登録証明書

承継者及び同意者全員分の印鑑登録証明書の原本を添付してください。

承継者について

墓地を承継できるのは、原則前使用者の子または配偶者です。例外として、子および配偶者が全員死亡しているか、墓地の管理が不可能である場合は、以下の順位に基づいて承継することができます。

- ①前使用者の孫
- ②前使用者の兄弟姉妹
- ③その他の親族

この場合、同順位以上の者の同意が必要になります。

備考欄

上記の内容を確認しました。
